平成２３年（フ）第９４号
広島県呉市和庄１丁目５番６号
債務者　丸澤　源二
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第９５号
広島県呉市宮原７丁目12番42号
債務者　久保田陽子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第９６号
広島県呉市長ノ木町12番20―302号
債務者　松村　　愛
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第８３号
徳島県板野郡松茂町広島字北ノ川３番地12
債務者　大坪　義幸
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６号
沖縄県宮古島市平良字西仲宗根531番地　県営北団地３棟103号
債務者　伊志嶺久美子（旧姓東）
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２３年（フ）第５２号
岩手県北上市相去町丙午86番地４　リオ・セレッソＤ―103、前住所岩手県北上市川岸４丁目７番16―501号　アーク北上
債務者　三浦　　譲
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第６９号
岩手県北上市和賀町長沼４地割134番地
債務者　伊藤　勝見
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第７４号
岩手県花巻市太田第34地割51番地６
債務者　堀岡　清子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第７５号
岩手県北上市北鬼柳３地割71番地１　市営曽山住宅22号、前住所東京都新宿区大久保２丁目３番10号　ヒューマンＲ―802
債務者　澤田　幹子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第１３４号
秋田市川元むつみ町７番17号
債務者　小西　金夫
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３５号
秋田市川元むつみ町７番17号
債務者　堀端州美子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３４号
秋田市東通７丁目４番28号
債務者　奈良美奈子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３５号
兵庫県川西市平野１―40―41、住民票上の住所大阪府豊能郡能勢町宿野151番地の246
債務者　佐々木二三子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第４３号
兵庫県豊岡市栄町1118番地　市営栄町住宅116号室、旧住所兵庫県豊岡市出石町福住147番地の１
債務者　森田　朝夫（旧姓瀬野）
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第１２４号
徳島県鳴門市撫養町斎田字西発19番地10
債務者　末武　　智
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４０号
徳島県板野郡藍住町富吉字須崎41番地11、旧住所兵庫県篠山市西新町200番地11
債務者　関口　善次
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６８号
徳島市南佐古四番町４番３号
債務者　高瀬由美子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８６号
徳島県名東郡佐那河内村下字下野97番地17
債務者　石本　哲也
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
徳島地方裁判所民事部